

山梨県公報

第六百二十七号

令和八年

二月一日

月曜日

一般の縦覧に供する。
令和八年二月一日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 百三十九号
三 道路の区域

- 山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定の一部改正 二一
- 道路の区域変更 二一
- 道路の供用開始(二件) 二一

公示

- 令和八年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度 二二
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出 二二
- 換地処分の届出 二二

- 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定(二件) 二三

- 環境影響評価準備書の縦覧及び説明会 二三
- 韮崎都市計画の変更案の縦覧 二六

公示

山梨県告示第二十六号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和八年二月二十四日まで一般の縦覧に供する。

令和八年二月一日

山梨県知事 長崎幸太郎

県道	道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
富士吉田西桂都	留線	南都留郡西桂町小沼字四方	内九七九番一地先から 内八八四番地先まで	六九・七	令和八年二月三日
		南都留郡西桂町小沼字四方			

- 山梨県告示第二十五号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和八年二月二十四日まで
- 一の表八十六の項中「学校法人国際環境福祉教育学院」を「学校法人素和美国际学院」に改める。

令和八年二月一日

山梨県知事 長崎幸太郎

区間	旧の別	新敷地の幅員(メートル)	旧敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北都留郡小菅村字棚沢二九三五番一地先から	新	二四・九	二四・九	二八・六
	四二・三	二六・二	二五・九	二八・六

山梨県告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和八年二月二十四日まで一般の縦覧に供する。

令和八年二月二日

山梨県知事 長崎幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	河口湖精進線	南都留郡富士河口湖町大石字久 保井坂下二六二一一番一二地先から 南都留郡富士河口湖町大石字久 保井坂下二六二一一番一一地先まで	三三・六	令和八年二月二日

公 告

● 令和八年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

令和八年二月一日

山梨県知事 長崎幸太郎

同一の単位とされる保安林

皆伐面積の限度

甲府地区水源かん養保安林
甲府地区土砂流出防備保安林
甲府地区保健保安林

一、六二七・九三ヘクタール
一八三・四六ヘクタール
三・三六ヘクタール

変更前

変更後

一、一四二・五一ヘクタール	一、一〇三・五七ヘクタール	一、一三一・三三ヘクタール	一、一五五・三九ヘクタール
一一〇・五九ヘクタール	一、一九・〇四ヘクタール	一、一五一・三三ヘクタール	一、一六一・〇四ヘクタール
〇・七二ヘクタール	五三九・四〇ヘクタール	一二一・四一ヘクタール	八・九〇ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	笛吹川土砂流出防備保安林	相模川上流水源かん養保安林	相模川上流水源かん養保安林
笛吹川千害防備保安林	笛吹川土砂流出防備保安林	相模川中流土砂流出防備保安林	相模川中流土砂流出防備保安林
鰐沢地区水源かん養保安林	鰐沢地区土砂流出防備保安林	相模川上流水源かん養保安林	相模川上流水源かん養保安林
鰐沢地区千害防備保安林	鰐沢地区保健保安林	相模川中流土砂流出防備保安林	相模川中流土砂流出防備保安林
一、七七四・三一ヘクタール	一、一一・五六ヘクタール	一、一三一・三三ヘクタール	一、一四二・五一ヘクタール
一五五・三九ヘクタール	一一・一〇三・五七ヘクタール	一、一九・〇四ヘクタール	一一〇・五九ヘクタール
八・九〇ヘクタール	一、一九・〇四ヘクタール	一、一五一・三三ヘクタール	一、一六一・〇四ヘクタール

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年二月二日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケリー・ライアン・ハント 千葉県木更津市瓜倉三百六十一番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 コストコホールセール南アルプス倉庫店 山梨県南アルプス市寺部字村附二千二百番一

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テリオ	コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケリー・ライアン・ハン
千葉県木更津市瓜倉三百六十一番地	千葉県木更津市瓜倉三百六十一番地

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テリオ	コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケリー・ライアン・ハン
千葉県木更津市瓜倉三百六十一番地	千葉県木更津市瓜倉三百六十一番地
ト	ト

- 3 変更の年月日 令和七年十二月二日
- 3 届出年月日 令和八年一月六日
- 4 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 5 縦覧期間 この公告の日から令和八年六月一日まで

- 換地処分の届出
- 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、北杜市長から換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。
- 令和八年二月二日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 地区名 団体営農業基盤整備促進事業箕輪地区箕輪工区
- 二 換地処分をした年月日 令和八年一月十五日
- 三 換地処分をした土地の権利者数 二十六人

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（玉宮北部地区畠地帯総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に對して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年二月二日

山梨県知事 長崎幸太郎

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（正徳寺地区畠地帯総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に對して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年二月二日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和八年三月四日まで
- 三 縦覧場所 山梨市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和八年三月十九日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年八月三日まで

- 環境影響評価準備書の縦覧及び説明会
- 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」と

いう。）を作成したので、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十六条の規定により、次とおり公告し、当該準備書及びその要約書を縦覧に供し、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十七条第二項の規定により、次とおり公告し、説明会を開催する。なお、当該準備書について、知事に対し、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

令和八年二月一日

山梨県知事
長崎幸太郎

都市計画決定権者の名称

1 山梨県

二 事業予定者の氏名及び住所（事業予定者の名称、代表者の氏名及び住たる事務所の

所在地

1 事業予定者の名称 国土交通省関東地方整備局

2 代表者の氏名 関東地方整備局長 橋本雅道

3 主たる事務所の所在地 埼玉県さいたま

三 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

1
名称

10

(二) (一)
〔仮称〕 菊崎都市計画道路 一・四・一号双葉・菊崎
〔仮称〕 佐久都市計画道路 一・四・一号南牧佐久線

2 種類 高速自動車国道の新設

3
規模 道路延長約四十・四キロメートル
車線數四車線

四 都市計画奨象事業が実施されるべき区域

山梨県北杜市

2 長野県 雨依久君久治田 同君田代林乃吉 同君雨依久和田
三百五十石足利義美二奉、景道元亨二奉、巨用一、三足

五
者「言語文化參照」¹⁾に似た現象²⁾を筆頭に、あると謂ふべき此處の筆頭

日暮歸
六橫山

才文社同郡左人惠丁

従覧の場所、期間及び時間

1 山梨県下

場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

この公告の日から

		山梨県知事 長崎幸太郎	
一 都市計画決定権者の名称		1 山梨県	
二 事業予定者の氏名及び住所 (事業予定者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)		2 長野県	
1 事業予定者の名称 國土交通省関東地方整備局		3 代表者の氏名 関東地方整備局長 橋本雅道	
2 代表者の氏名 関東地方整備局長 橋本雅道		3 主たる事務所の所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一	
三 都市計画対象事業の名称、種類及び規模		四 都市計画対象事業が実施されるべき区域	
1 名称		1 山梨県 北杜市	
(一) (仮称) 荘崎都市計画道路一・四・一号双葉・莊崎・清里幹線		2 長野県 南佐久郡小海町、同郡南牧村及び同郡佐久穂町	
(二) (仮称) 佐久都市計画道路一・四・一号南牧佐久線		3 規模 道路延長約四十・四キロメートル、車線数四車線	
2 種類 高速自動車国道の新設		4 都市計画対象事業が実施されるべき区域	
五 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲		1 山梨県 北杜市	
1 山梨県 北杜市		2 長野県 南佐久郡小海町、同郡川上村、同郡南牧村、同郡南相木村、同郡北相木村及び同郡佐久穂町	
六 縦覧の場所、期間及び時間		3 期間及び時間	
1 山梨県		この公告の日から	
場所		甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課	

甲斐市貢川二丁目一番八号 山梨県中北建設事務所都市整備課	甲斐市篠原二六一〇番地 甲斐市まちづくり振興部都市計画課	甲斐市水神一丁目二番一号 華崎市建設課	北杜市須玉町大豆生田九六一一番地一 北杜市建設部まちづくり推進課
華崎市建設課	国土交通省関東地方整備局	山梨県県民情報センター	午前八時三十分から午後五時十五分まで
甲府市緑ヶ丘一丁目一〇番一号	甲府河川国道事務所総務課	山梨県県民情報センター	午前八時三十分から午後五時十五分まで
甲府市丸の内一丁目六番一号	甲府市建設部都市・まちづくり課	この公告の日から 令和八年三月二日 までの土曜日、日曜日、国民の祝日 に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三 条に規定する休日 を除く毎日、午前八時三十分から午 後五時十五分まで	この公告の日から 令和八年三月二日 までの土曜日、日曜日、国民の祝日 に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三 条に規定する休日 を除く毎日、午前八時三十分から午 後五時十五分まで
長野市大字南長野字幅下六九二番地二 長野県建設部都市・まちづくり課	長野県佐久建設事務所整備課	長野市白田二〇一五 長野県佐久建設事務所整備課	長野市中込三〇五六 佐久市役所建設部道路建設課
南佐久郡南牧村大字海ノ口一〇五一 南牧村役場産業建設課	南佐久郡小海町大字豊里五七番地一 小海町役場産業建設課	南佐久郡川上村大字大深山五二五 川上村役場建設課	南佐久郡南牧村大字大深山五二五 川上村役場建設課

		七 意見書の提出期限、提出先及び記載事項	
		1 提出期限 令和八年三月十六日	
	2 提出先	(一) 山梨県	
		甲府市丸の内一丁目六番一號 山梨県県土整備部都市計画課	場所
		甲府市貢川二丁目一番八號 山梨県中北建設事務所都市整備課	場所
		主に、(仮称) 菖崎都市計画道路一・四・一号 双葉・菖崎・清里幹線に係る意見は、山梨県の提出先に提出すること。	備考
(一) 長野県	長野市大字南長野字幅下六九二番地二 長野県建設部都市・まちづくり課	主に、(仮称) 佐久都市計画道路一・四・一号 南牧佐久線に係る意見は、長野	備考
佐久市臼田二〇一五 長野県佐久建設事務所整備課			

<p>3 記載事項 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、意見書の提出の対象である準備書の名称並びに環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載）</p> <p>八 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所</p> <p>1 山梨県</p>			
令和八年二月十七日	令和八年二月十二日	日時	場所
午後七時から	午後七時から		甲斐市下今井二三六番地二 甲斐市双葉公民館
午後三時から	令和八年二月十五日		北杜市須玉町若神子五二一一番地一七
北杜市高根町村山北割三三一五番地	北杜市須玉ふれあい館	備考	主に、（仮称） 韮崎都市計画道路一・四・一号 双葉・韮崎・清里幹線の説明を行ふ。

令和八年二月十八日	韋崎市若宮一丁目二番五〇号 韋崎市 市民交流センターニコリ
-----------	----------------------------------

2 長野県

日時	場所	備考
令和八年二月十二日 午後七時から	南佐久郡小海町大字豊里七九八 小海 町総合センター	主に、(仮称) 佐久都市計画道路一・四・一号
令和八年二月十五日 午後一時三十分から	南佐久郡南牧村板橋九八八番地二 南 牧南小学校体育館	南牧佐久線の説明を行う。
令和八年二月十五日 午後四時三十分から	南佐久郡南牧村海ノ口一一三八番地二 南牧村中央公民館	
令和八年二月十七日 午後七時から	佐久市下小田切一二四番地一 佐久市 コスモホール	

● 韋崎都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のように公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年二月一日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 都市計画の種類 韋崎都市計画道路（一・四・一号 双葉・韋崎・清里幹線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

甲斐市篠原二千六百十番地 甲斐市まちづくり振興部都市計画課
韋崎市水神一丁目三番一号 韋崎市建設課
北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地一 北杜市建設部まちづくり推進課
甲府市緑が丘二丁目十番一号 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所総務課
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県民情報センター

四

縦覧期間 この公告の日から令和八年三月一日まで
